

優先順位	1
------	---

農業の活性化策について

農林水産部農業水産政策課
農業振興課

1 農業の活性化のための基本的な考え方

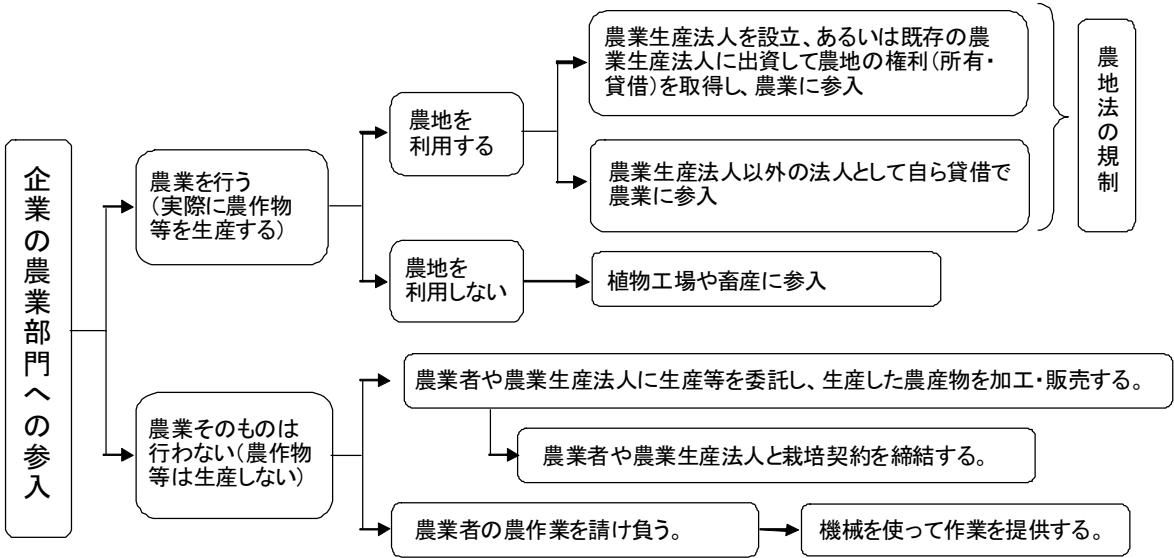
平成 21 年 3 月に策定した「浜松市農業振興基本計画」において、「①担い手の育成・確保」、「②農地と水の確保」、「③豊かな産地の育成」、「④農業と環境との共生」、「⑤食の安全性とブランド化」、「⑥農商工の連携」、「⑦魅力ある都市と農山村交流」を 7 つの基本方針として定めている。

中でも、農業の活性化のためには、担い手の育成・強化と農地の集積が最も重要である。

2 新たな担い手の確保～企業の農業参入～

農業生産を担う主要な担い手の一つとして企業を位置づけ、農業への参入を促す。

- (1) 企業の形態
 - ① 既存農家の法人化
 - ② 市内企業（食品・流通関連）
 - ③ 市外大企業（食品・流通関連）
 - ④ JA 出資法人（農業生産法人(株)とぴあふぁー夢(む)
- (2) 農業部門への参入の形態



3 政策・事業の方向性

- (1) 農地の確保
 - ① 農産物の産地、農業基盤の整備、水や土壌等の環境、耕作放棄地の状況等について整理し、企業の農業参入のモデル地区を設定する。
 - ② アグリビジネス参入支援事業など農業振興公社の手法を活用する。
 - ③ 担い手同士の農地の流動化を促進する。

(2) 既存農家の経営力強化

① 家族経営体の限界→法人化の促進

- ・ 認定農業者の認定時・更新時において法人化や契約栽培の導入などを指導・助言する。
- ・ 認定農業者協議会が実施している、認定農業者の経営診断を充実させる。
- ・ 農業者の法人化に当たっての支援策を検討していく。

4 平成 23 年度以降の主要事業

(1) 新農業創出事業

① 事業期間：平成 23～25 年度

② 事業内容

- ・ 新農業の担い手として参入の見込まれる企業等に対する意向調査
- ・ 企業等による新農業のための土地利用手法の研究とモデル地区の設定調査
- ・ 農業関連新技術等の導入事例や先進技術を持つ企業等に対する情報収集及び調査研究
- ・ 企業の農業参入等をはじめ新農業創出のためのスキーム確立を視野に入れた行動計画（新農業創出等に係るアクションプラン）の策定

(2) 農商工連携・6次産業化推進事業

① 事業期間：平成 23 年度～（平成 22 年度は農商工連携推進事業）

② 事業内容

- ・ アグリビジネスセミナーの開催
- ・ 農商工連携・6次産業化フォーラムの開催
- ・ 農商工連携・6次産業化等の先進事例の調査研究
- ・ 農業関係情報の蓄積と発信

(3) 耕作放棄地対策事業

① 事業期間：平成 21 年度～

② 事業内容

- ・ 耕作放棄地実態調査とデータベース化
- ・ 耕作放棄地解消支援

【協議要旨】

- ◆ **企業の農業参入に向けては、現況調査を進め、モデル地区の設定を検討する。また、耕作放棄地の解消に向けては、指導等の強化に取り組む。**

優先順位	2
------	---

林業の活性化策について

農林水産部森林課

1 目的

浜松市森林・林業ビジョンの第一の目標である「持続可能な森林経営・管理」を実現するため、これまでの「育てる林業」から森林資源を育てながら活用する「売る林業」への進化を目指している。

このため、ビジョンの中間目標年度である、平成26年度に向けて次の戦略に基づく施策を積極的に進める。

戦略	施策の方針
1 低コスト林業の推進	FSC 森林認証の推進
	森林施業の集約化と生産性の向上
2 担い手の育成	林業技術者の新規雇用の拡大
	他業種の林業への参入促進
3 木材産業の再構築	天竜材の高度加工・物流拠点の整備
	森林認証材の普及と新規需要の拡大

施策の推進に当たっては、H21.12 に国が策定した「森林・林業再生プラン」の掲げる「10年間で国産材自給率 50%を達成」の柱である、「適切な森林施業の仕組み整備」、「低コスト作業システムの確立」、「担い手の育成」、「効率的な加工・流通体制の整備と木材需要拡大」や、H22.5 に成立した「公共建築物木材利用促進法」に基づく、国・県施策の展開と連携を図る必要がある。

2 事業内容

(1) 低コスト林業の推進

集約化施業の推進と林道網の活用により、FSC 森林認証を核とした適切な森林管理と低コスト林業を推進。

①FSC 森林認証の推進

ア 森林認証面積の拡大 H21(18,400ha)→H22(26,800ha)→H23(42,300ha)

・年次審査料の負担金支出

イ 森林整備補助金の認証森林インセンティブ

・間伐 1,400ha 等

②施業集約化の推進

認証森林の集約化施業のための作業道開設への補助金

・14 路線 5km

③既設林道網の適正な維持管理

・市内の林道（197 路線、663km）を適正に維持管理

(2) 担い手の育成

適正な森林管理と木材生産量の拡大の担い手である、林業事業体の雇用力向上と人材の育成を進める。

①地域残材搬出事業

森林内に放置された間伐材を、緊急雇用創出交付金を活用して搬出し、林業の新たな雇用を創出

・雇用創出:6人/組合×3組合×135日=2,430人日

②林業就業者助成事業：新規就業者の雇用継続支援のための補助金等

③林建協働モデル事業：市有林を活用して建設業の林業への新規参入を促進 【新規】

(3) 木材産業の再構築

林業・木材産業の連携による高品質な木材の安定的供給と、木造住宅における認証材の需要増加と同時に新たな需要先である内装材・家具やバイオマス利用を推進。

①天竜材生産・物流拠点整備事業

林業・木材産業構造改善事業を活用し、地域の林業・木材産業が連携して取り組む、乾燥・強度保証など製材品の高度加工のための拠点施設の整備に対して助成。

②森林認証材の普及と需要拡大

ア 天竜材の家百年住居(すまい)る事業

地域材利用率基準を引き上げるとともに認証材インセンティブ棟数を拡大。

イ 木質バイオマス利用促進事業

木質ペレットの需要を拡大するため、ペレットボイラーの導入経費を助成するとともに、市、研究機関、事業者などからなる研究会において、実証的な研究を実施。

ウ 認証木材の公共需要拡大

「公共建築物木材利用促進法」に基づき、現行の「公共部門における地域材利用促進に関する基本方針」を見直すとともに、森林認証材の市民への普及と需要拡大のために、公共分野における認証材製品の導入を進める。

【協議要旨】

- ◆ 林業者、製材加工業者、流通業者の連携により、自立した経営ができるよう誘導する。また、バイオマスの利用促進に向けては、ペレット供給源を安定させ、需要の拡大を図る。

事業名	林業技術者育成事業	農林水産部
		森林課

1 所管課 1 次評価

現状

2 外部評価

◆評価結果

	廃止	再構築	改善	現状
評価(人)	0	0	4	2

◆主な意見

《外部評価》

- ・恒久的に補助が必要ということが行政として健全なのか。自立の方向性に重点をおくべき。
- ・山間部の若者定住が大事であり、助成を続けながら仕事を増やす取り組みと、天竜材のブランド化を図る必要がある。
- ・広大な面積に対して関連する従業者が 300 人と少ない。市民や若者の意識の向上と、働きやすい場の提供を。
- ・適切な見直しは必要。場合によっては資源を集中して雇用を拡大してもよいのでは。
- ・事業を継続しつつ受け手の条件整備も並行して進める必要がある。

《ホームページ等》

- ・新月伐採をブランド化しようとしている天竜の森林組合を応援してほしい。

3 今後の対応

(1) 外部評価の実施に伴う事業の今後の方向性(該当に○)

	廃止	再構築	改善	現状
評価			○	

(2) 今後の考え方(外部評価の実施に伴う今後の考え方)

- ・今後は新規雇用の確保に、より重点を置いた事業に改善していきます。
- ・森林・林業施策全般の方向性として、FSC 森林認証を活用した天竜材のブランド化により、販路拡大や森林の集約化を目指し、各事業体の経営の健全化・自立を促していきます。

(3) 具体的対応(外部評価や意見を受けた改善や新たな取組の内容等)

《具体的取組内容及び見込まれる効果》

- ・新規就業者助成事業の助成額及び助成期間を見直し、事業展開の強化を図ります。
- ・緑の雇用担い手対策事業(国制度)の補完機能を高めることで、新規就業者の定着率を高めます。

《スケジュール》

- ・平成 23 年度当初予算に上記の改善内容を盛り込む予定です。

【協議要旨】

- ◆ 国の「緑の雇用担い手対策事業」を補完し、新規就業者の定着率を高める。